

府営住宅における自治会の役割(特に共益費の取扱い関係)について(答申)を踏まえた対応案について

○「入居のしおり」について

- ・平成28年度内目途で「入居のしおり」追補版チラシを作成。京都府住宅供給公社を通じ、各入居者あて配付予定。(なお、新規入居者については、入居の際「入居のしおり」に追補版チラシを挟み込み配付。)

<「入居のしおり」追補版チラシの内容>

- ・共益費は入居者全員に支払義務がある旨、共益費の未払者は早急に支払う必要がある旨を京都府・京都府住宅供給公社連名で周知。
 - ・現行「入居のしおり」における「共益費(管理費)の負担について」に係る部分を抜粋し掲載。
 - ・平成17年4月26日最高裁判決を引用し、自治会会員であるか否かにかかわらず共益費支払義務を免れないことを掲載。
- ・新築団地や建替団地を対象とした新たな「入居のしおり」の作成については、共益費の負担等に係る記述の仕方を検討中。当該団地への入居時期の到来に合わせて配付予定。

○決算資料について

- ・平成28年度内目途で決算資料のひな形を作成し、各団地の自治会等に配付予定。

<決算資料のひな形の内容>

- ・共益費と自治会費、収入の部と支出の部、予算額と決算額をそれぞれ明確に記載。
- ・平成28年1月に実施した府営住宅等における自治会等の活動に関する調査結果をもとに共益費等の金額を具体的に例示して記載。
- ・備考欄を設けて、各費目の内容を例示。